

平成 28 年 度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 書 (案)

平成 28 年 3 月

尾 鷲 市

ごみ処理編

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成28年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 基本方針

基本方針1：住民・事業者・行政が連携した（※1）3R運動の推進

基本方針2：資源化を主体とした分別品目の拡充

基本方針3：適正な一般廃棄物（ごみ）の収集・処理・処分の継続

※1）3Rの推進については、下記12（P10）にて詳細

3 計画期間

本計画の計画期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とする。

4 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

5 計画対象人口及び世帯

19,078人・9,693世帯（平成28年3月1日現在：住民基本台帳）

6 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み[法第6条第2項第1号]

[単位：t]

分類	平成28年度		
	収集ごみ	直接搬入ごみ	計
可燃ごみ	4,090	1,659	5,749
資源ごみ	1,208	115	1,323
不燃ごみ	72	48	120
大型ごみ	11	75	86
計	5,381	1,897	7,278

（上記の数値は平成26年度の実績値を計上）

※家電リサイクル法に基づき、家電4品目のすべてが尾鷲市内の指定取引場所（協和運送㈱）で引取が可能になった為、本市では取り扱わない廃棄物となった。

7 本市区域外に搬出処分をする一般廃棄物

1. 家庭系

(廃掃法施行令第4条第1項第9号のイの規定に基づく廃棄物)

- 伊賀市・・・焼却残渣、汚泥、廃家電残渣、ガラス・陶磁器類 (1,000 t)
- 紀北町・・・資源プラスチック類 (150 t)
- 大阪市・・・蛍光管 (7.5 t)
- 北見市・・・乾電池 (7.5 t)

2. 事業系

(廃掃法施行令に基づかない民間業者から民間業者への区域外搬出)
本市一般廃棄物処分業許可業者～伊賀市内の一般廃棄物処分許可業者

- 伊賀市・・・焼却残渣 (10 t)

8 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策に関する事項

【法第6条第2項第2号】

- 1 住民意識の向上
- 2 流通・販売事業者の協力・推進
- 3 協議体制の整備
- 4 資源回収システム等の整備

9 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の分別区分

【法第6条第2項第3号】

市民協力度、尾鷲市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

(1) 収集するごみの分類（ステーション及び回収拠点回収等）

分別の区分		
収 集	燃やすごみ（可燃ごみ）	生ゴミ等の可燃ごみ (木製及びプラスチック製等のごみも含む)
	燃やさないごみ（不燃ごみ）	ガラス類・陶磁器類
	燃やさないごみ（資源ごみ）	ビン類（無色びん・茶色びん・その他びん）
		缶類（飲料缶・空き缶）
		金属類（金属（鉄）及びその他金属（アルミ等））
		廃家電製品等 (複合製品も含む) 平成26年度よりパソコンも可
		新聞・段ボール・その他紙
		繊維類（衣類等）
		発泡スチロール
		紙パック（牛乳パック等）
ペットボトル		
白色トレイ		
資源プラスチック類		
有害ごみ	乾電池・蛍光管等（一部、水銀が含まれる為）	

※資源ごみの資源プラスチック類は平成25年4月より実施

(2) 持込ごみの分類（尾鷲市清掃工場他）

分別の区分		
持 込	上記の収集するごみ	上記の収集するごみも持込が可能である。
	大型ごみ（粗大ごみ）	上記の収集するごみの大きさが概ね四方が50cm、 重さが10kgを超えるもの
	事業系一般廃棄物	※1 下記参照
	水銀体温計	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。
	リサイクルできる製品	尾鷲市クリンクルセンターに持ち込みをする。 (家電4品目を除く)

※1 事業系一般廃棄物については、法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

10 一般廃棄物収集運搬体制

(1) 家庭系ごみ収集・運搬

一般廃棄物の種類		方法	回数	業者名等	車両及び台数			
可燃ごみ	可燃ごみ	ステーション 収集及び 戸別収集	週2回		2tパッカー車	3台		
					4tパッカー車	1台		
不燃ごみ	ガラス類 陶磁器類	分別 ステーション	月1回	山信運 送 (有)				
資源 ごみ	紙 新聞 段ボール その他紙							
	ビン 無色 茶色 その他						2tパッカー車	5台
	缶 飲料缶 空き缶						2tリフト車	3台
	金 金属(鉄) その他金属 (アルミ等)						3tリフト車	2台
	廃家電製品等						2tダンプ車	2台
	繊維類(衣類)							
	発泡スチロール							
	資源プラスチック類				分別ステーション	週1回		
	紙パック				回収拠点収集	随時		
	ペットボトル							
白色発泡トレイ								
有害 ごみ	蛍光管 乾電池							
	水銀体温計				クリンクルセン ター直接搬入			

(2) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者
21業者

(平成28年3月1日現在)

	許可業者名	住 所
1	昭和環境管理 有限会社	尾鷲市矢浜四丁目5番15号
2	有限会社 紀州海上サービス	尾鷲市大滝町1番9号
3	白川商店	尾鷲市林町5番4号
4	山本商店	尾鷲市林町5番9号
5	有限会社 尾鷲環境開発	尾鷲市矢浜二丁目8番22号
6	株式会社 寺下商店	尾鷲市林町4番3号
7	朴商店	紀北町海山区相賀140番地13
8	株式会社 JP ハイテック西日本カンパニー 北山川事業所尾鷲出張所	尾鷲市古戸町6番26号
9	三重コニックス 株式会社	四日市市新正4丁目1番1号
10	尾鷲ヤードサービス株式会社	尾鷲市矢浜四丁目2番5号
11	梅谷ビル・サービス（便利屋うめたに）	尾鷲市矢浜二丁目10番12号
12	山信運送有限会社	尾鷲市大字向井9番地2
13	輪内便利社	尾鷲市賀田町451番地2
14	熊野小型運送株式会社	和歌山県 新宮市あけぼの4番1号
15	公益社団法人尾鷲市シルバー人材センター	尾鷲市栄町5番5号
16	有限会社 エー, エス, エー尾鷲	尾鷲市中央町1番25号
17	株式会社 五味建設	紀北町海山区便ノ山539-4
18	エレセテ	紀北町海山区相賀1437番地9
19	大達建設株式会社	度会郡大紀町柏野1492番地の1
20	便利屋K	尾鷲市野地町9番3号
21	三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地

1) 収集運搬業許可業者の報告義務

本市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条の規定に基づき、実績報告を本市に提出する義務がある。

1 1 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項
 [法第6条第2項第4号]

(1) 収集運搬処理計画

一般廃棄物の種類		収集容器	収集・運搬	中間処理 選別・保管	最終処分	
可燃 ごみ	可燃ごみ	有料指定袋	山信運送(有)	本市直営 (清掃工場)	委託業者	
不燃 ごみ	ガラス類 陶磁器類	収集日の 早朝に設置する 分別ステーショ ン用コンテナ			委託業者	
資 源 ご み	紙類			新聞 段ボール その他紙	委託業者 (直接搬入) 及び 本市直営 (清掃工場)	委託業者
	プラスチック類			軟質系の プラスチック (容器包装 プラスチック も含む)		委託業者
	ビン類			無色 茶色 その他	本市直営 (清掃工場)	(財)日本 容器包装 リサイクル協 会 指定取引場所
	缶類			飲料缶 空き缶	委託業者 (直接搬入) 及び 本市直営 (清掃工場)	委託業者
	金属類			金属(鉄) その他金属 (アルミ等)	本市直営 (清掃工場)	委託業者
	複合製品等 繊維類(衣類等)			本市直営 (清掃工場)	委託業者	

※平成25年4月からの使用済み小型家電リサイクル法により、使用済み小型家電は、複合製品等により搬入されたものからピックアップ方式で抜き取り適正に処分
 (平成26年4月より、本市は使用済み小型家電として、廃パソコン類も可とする。)

一般廃棄物の種類		収集容器	収集・運搬	中間処理 選別・保管	最終処分
資 源 ご み	発泡スチロール	収集日の 早朝に設置する 分別ステーショ ン用コンテナ	山信運送(有)	本市直営 (清掃工場)	委託業者
	紙パック	回収拠点の ボックス			
	ペットボトル				
	白色発泡トレイ				
有 害 ご み	蛍光管 乾電池	クリンクルセン ター事務所に設 置してある缶			
	水銀体温計				

(2) 常設ステーションによる収集

平成17年9月より、下記の2カ所に常設ステーションを設置

設置場所	収集品目
中央町山本サッシ店北側	ビン類（無色・茶色・その他色）・ガラス・陶磁器類
南陽町富士商会東側	カン類（飲料缶・空き缶）

(3) 一般廃棄物（ごみ）処分業許可業者

3業者

(平成28年3月1日現在)

	許可業者名	主な処分	住 所
1	株式会社 オー・シー・エス	可燃物	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所 3551番地5
2	株式会社 寺下商店	不燃物	尾鷲市林町4番3号
3	株式会社 JPハイテック西日本カンパニー 北山川事業所尾鷲出張所	自家処理	尾鷲市古戸町6番26号

① 処分業者の報告義務

本市一般廃棄物処分業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条の規定に基づき、毎月の処理量実績を本市に報告する義務がある。止むを得ず一般廃棄物を市の区域外へ搬出する場合は、事前に本市へ報告し、承認を受ける必要がある。

② 一般廃棄物（ごみ）処分許可業者の処理施設の整備に関する事項は、本計画のP12に記載

(4) 資源ごみ有償取引状況

- 平成12年度より、発泡スチロール
(清掃工場にて、製品(インゴッド)に加工後出荷)
- 平成18年度より、紙類及び紙パック、缶類、金属類、不燃粗大は直接出荷
ペットボトルは収集し、圧縮梱包後に出荷
- 平成21年度より、白色発泡トレイ
(発泡スチロール同様、清掃工場にて製品(インゴッド)に加工後出荷)

- 平成25年度より、使用済み小型家電機器類

(5) 有料化制度

- 可燃ごみの指定袋によるごみ収集手数料(平成25年度より開始)
指定袋の料金は、大(450) 45円・中(300) 30円・小(150) 15円
・極小(100) 10円である。
※有料の指定ごみ袋の収集は、可燃ごみだけであり、それ以外の
不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみの本市収集可能物の収集は無料

- 清掃工場持込処理手数料(平成25年度より改定)
平成25年度より、一般廃棄物(家庭系・事業系は問わず)は、
50kg以下を500円とし、これを超える10kg毎に100円
を加算する。
(50kg以上の重量で10kg未満の端数については繰上げとする。)

(6) 感染性一般廃棄物（在宅医療廃棄物）の処理

医療廃棄物は廃棄物処理法上、感染危険度および廃棄物の性状等によって、大きく4つ（特定管理型産業廃棄物・産業廃棄物・特定管理型一般廃棄物・一般廃棄物）に分類される。原則として本市に処理責任がある医療廃棄物は特定管理型一般廃棄物と一般廃棄物の2つの廃棄物が該当するが、下記の項目に留意して2次感染にしないように細心の注意のうえ、運搬処理を行うこととする。

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持込し、感染性産業廃棄物として医療機関等が処理を行う。（糖尿病用自己注射針等）
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物のうち、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い一般廃棄物として処理を行う。また、完全に除去できない可燃性の廃棄物は感染物の拡散や接触付着がないように留意したうえで可燃物として処理を行う。
- ③ 可燃性の医療廃棄物で資源ごみとして処理できるものであっても、血液や薬物の感染性等の恐れが考えられる場合は可燃ごみとして焼却処分を行う。
- ④ 流行性の感染症等（インフルエンザほか）の感染の恐れのある廃棄物についても、上記の①から③のとおり医療廃棄物の処理に従い適正に処理を行う。

(7) 犬・猫等の小動物の処理

- ① 飼い犬・飼い猫等のペットが亡くなった場合は、環境課窓口で引き取りその後、尾鷲市清掃工場死亡動物専用焼却炉にて焼却処分とする。
（上記、焼却炉使用料は1匹につき、犬 1,500円・猫 1,000円・その他動物 1,000円、但し市外の方の持込は対象物の額の2倍の額を徴収する。）
- ② 排出者（飼い主等）が不明な路上死等については、本市が収集運搬処理を行う。但し、国道及び県道又は海岸・河川等については、所管の国又は県が収集・運搬する。

1.2 3R運動の推進（リデュース・リユース・リサイクル）

リデュース（発生抑制）－Reduce

不必要なものは、持たない・買わない・貰わない・使わない・作らない。などの元々のごみの発生源及び発生過程に観点をおき、ごみの発生を抑制する。また、どうしても必要な部分に関しては、予め、ごみの発生量及び発生状況の把握につとめ最小限の発生量で抑制できるように考慮する。

（マイバッグ運動・計画的な購入の推進・リターナル容器の活用・

商品購入時の過剰包装拒否など）

リユース（再使用）－Reuse

何回も繰り返し使う、電気製品のわずかな故障や少し壊れた家具など買い換えるのではなく、修理などで同じ物の再利用に心掛ける。また、洋服のうち、特に子供服は、子供の成長に伴い大きさが合わなくなることがよくあり、不要なもの＝ごみと、なりがちですが親戚や近所の子供のいる家庭等に声をかけるなどして、なるべく再利用してもらうようにし、「もったいない。」の意識を大切にする。

（リサイクル品の無料提供など）

リサイクル（再生利用）－Recycle

ごみの分別の徹底でごみを原材料として再生利用をする。

上記のごみの発生抑制（リデュース）・物の再利用（リユース）をしてもごみは最終的にゼロにはならず、少なからずどうしても排出してしまいます。しかし、そのごみ一つ一つの素材毎に分別を徹底することにより、新たな物の原材料となるため再資源化として再生利用が容易に可能となります。よって、ごみの中から再資源化物を取り出すこと（分別の徹底）により、必然的にごみの全体量が減少することとなります。

「混ぜればごみ、分ければ資源」

（分別の徹底、清掃工場での細分化作業など）

本市のごみの減量化に向け推進する3R運動の概要は上記のとおりであり、特に本市では住民のごみの発生抑制への意識の高揚に向け、周知の啓発に努める。

1 3 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

1) 処理施設の整備
(尾鷲市直営施設)

[法第6条第2項第5号]

【焼却処理施設】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	平成3年3月
処理方式	機械化バッチ式焼却炉
処理能力	45 t/8 h (22.5t/8h ×2炉)
運転管理	本市直営
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
ガス冷却設備	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機（バグフィルター） 有害ガス除去装置 ダイオキシン類除去装置
排水処理設備	[ごみピット汚水] 高温酸化処理方式（炉内噴霧） [プラント排水] 接触酸化法＋ろ過（再循環無放流）
備考	

【大型ごみ処理施設】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	昭和63年3月
処理対象	大型可燃ごみ・不燃ごみ
処理方式	油圧式破砕切断機
処理能力	15 t/5 h
運転管理	直営
備考	

【最終処分場】

名称	尾鷲市清掃工場
所在地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供用開始	昭和51年3月
処分対象	不燃ごみ
計画埋立面積	約7,080 m ²
計画埋立容量	116,200 m ³
施設区分	安定型処分場
備考	平成11年度より休止中

(一般廃棄物処分業許可業者)

【可燃物焼却施設】

名 称	株式会社 オー・シー・エス
所在地	尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所 3551-5
供用開始	平成 9 年 2 月
処理能力	28 t / 日 (8 時間)
処理対象	可燃ごみ
備 考	

※上記施設で発生する事業系一般廃棄物の焼却残渣等については、本市と協議の上、尾鷲市清掃工場での受入処分を可能とする。

【不燃物処理施設】

名 称	株式会社 寺下商店
所在地	尾鷲市林町 4 番 3 号
供用開始	昭和 32 年 4 月
処理能力	圧縮・切断施設 廃プラスチック類 4.83 t (8 時間) 金属くず 18.24 t (8 時間) ガラスくず等 13.82 t (8 時間) 圧縮施設 金属くず 10.93 t (8 時間)
処理対象	不燃ごみ
備 考	

【自家処理 (リサイクル)】

名 称	株式会社 JP ハイテック西日本カンパニー 北山川事業所 尾鷲出張所
所在地	尾鷲市古戸町 6 番 26 号
供用開始	昭和 35 年 3 月
処理施設	移動式粉碎機 (チップとしてリサイクル)
処理対象	流木・伐採木 (自家処理)
備 考	

1.4 ごみの再資源・減量化に向けた奨励金および補助金制度

[法第6条第2項第6号]

(1) 「資源ごみ集団回収」の奨励金交付や促進

本市では、ごみの減量化・再資源化を図ることを目的に、地域で自主的に古紙等の回収活動を行っている営利を目的としない団体（子供会・自治会等）による集団回収を促進するため、古紙等資源集団回収団体奨励金の交付を奨励している。

対象物は新聞紙・段ボール・その他の紙類であり、回収重量1kg当たり5円の奨励金を交付する。

(平成26年度実績)

尾鷲市古紙等資源集団回収団体奨励金	
活動団体数	7団体
申請件数	12件
回収量(kg)	29,690kg
奨励金交付額	148,450円

(2) 「生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機購入費補助金」制度

家庭内で発生する生ごみ等を減量化する目的で購入する電動生ごみ処理機および生ごみ処理容器の購入者に対して購入費の二分の一、限度額は電動生ごみ処理機では30,000円・生ごみ処理容器では3,000円を補助し、処理容器等の普及を図り、生ごみの減量化を進める。

(平成26年度実績)

	補助件数	補助金額
生ごみ処理容器	4基	11,100円
電動生ごみ処理機	9基	238,800円
計	13基	249,900円

1 5 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

① 処理困難な廃棄物の処理依頼について

一般廃棄物のうち、市の施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に処理を依頼することがある。

② 災害時における処理について

尾鷲市災害廃棄物処理計画（マニュアル）に基づき、速やかに実行する。

② 緊急時における処理依頼について

処理施設の災害・事故等が発生し、処理が不可能の場合、若しくは処理能力超の受入が発生し、本市の処理場にて処理ができなくなった場合は、尾鷲市災害廃棄物処理計画に基づき、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、県内の市町或いは民間業者に処理を依頼することがある。

⑤ 家電4品目について

特定家庭用機器再商品化法対象の家電4品目（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む)）については、小売店等に引き渡しリサイクル処理をする。又、小売店等が現在、存在しないなどの不備が生じた場合は家電リサイクル法に伴い、郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である協和運送有限会社 尾鷲倉庫（尾鷲市矢浜1丁目2番8号）にて搬入処理を行う。

⑤ パソコンの処理について

本市から発生する廃パソコンについては、下記の2通りの処理処分方法にて行う。

I、「使用済み小型家電リサイクル法」に基づいた処理方法として、平成26年4月より、本市収集分別項目であるその他の日の複合製品として処分ができません。

II、「資源有効利用促進法」に基づいたPCリサイクルルートによりA及びBのとおり適正に処理を行う。

A 購入した販売店に処理を依頼する。販売店が不明・存在していない場合はBの要領にて処理を行う。

B 各製造メーカーのパソコン処理受付窓口に連絡し、メーカーの指示の従い処分する。製造メーカーが不明・存在していない場合はパソコン3R推進センターに連絡する。

3R推進センター TEL 03-5282-7685

⑥ 環境美化（ボランティア）活動に伴うごみの廃棄方法について（団体・個人）

（申請～処分）

団体・個人の場合も事前に環境課に連絡したうえで、環境課窓口にて美化活動計画書等の申請書を記入して頂き、団体の場合は環境美化活動用指定袋（黄色）を申請枚数分、若しくは、清掃工場車両搬入許可証をお渡しします。環境美化活動で収集したごみを、可燃収集の際に環境美化活動用指定袋（黄色）で出すか、自ら清掃工場へ運ぶかで申請時に異なります。個人の場合は1回につき、最大で環境美化活動用指定袋（黄色）5枚までとし、可燃収集の際に出して下さい。

（報告書）

環境美化活動終了後（処理後）に団体の場合は、環境活動実績報告書を。個人の場合は環境美化活動用指定ごみ袋使用届の提出を必ずしてもらいます。この際に余った袋は返却してもらいます。（余らない場合も報告提出は必要です。）

⑦ 取り扱わないごみについて（適正処理困難物）

市の施設で処理が不可能なため、販売業者および処分業者等が処理するものは次のとおりとする。

【法第6条の3第1項】

処理困難物について		
<p>これらのものは尾鷲市では取扱いできませんので、処分する方法はご購入された販売店や廃棄物処理業者に問い合わせてください。</p> <p>また、清掃工場に持ち込む前に確認してください。</p> <p>尾鷲市清掃工場 ☎22-3245</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物 ●爆発性のあるもの ●引火性のあるもの ●毒性のあるもの ●危険性のあるもの ●特別管理型一般廃棄物に指定されているもの ●著しく悪臭を発するもの ●上記のほか、廃棄物処理を著しく困難にするもの、又は市の処理施設の機能に支障をきたすもの
種類	主なもの	処理依頼先
危険物	プロパン、消火器、農薬、劇薬、毒物、火薬、その他爆発性・引火性のあるもの	販売店
自動車関係	廃棄自動車、単車、タイヤ、バッテリー、その他機械類を分解・改造の際に使われた交換部分	販売店
建設関係	土砂、がれき、コンクリート、レンガ、瓦、石膏ボード、ブロック、その他建設廃材、家の改築工事等から出るもの (日曜大工等で生じる少量の木材は受け入れ可能です。)	施工業者 廃棄物処理業者
漁業関係	網、ブイ、FRP製のもの	廃棄物処理業者
農業関係	ビニールハウス	廃棄物処理業者
処理困難物	耐火金庫、スプリングマット、大木（直径30cm、又は長さ2m以上）	廃棄物処理業者
	ソーラーシステム、電気温水器、浴槽など (取替時に施工業者に処理を依頼してください。)	廃棄物処理業者 施工業者
業務用機器	業務用冷凍庫、業務用大型冷蔵庫、業務用複合機など	販売店 廃棄物処理業者

⑧ 不法投棄対策として（野焼きも含む）

本市では三重県紀北地域活性化局環境室および尾鷲警察署と連携を密にとり、不法投棄対策に努める。本市も直属の不法投棄パトロールに2名の専任者を設け可能な限り迅速な対応をする。また、法律上、投棄者が特定されない場合は土地の所有者が処分することになるため、不法投棄対策（再発防止の為）を土地の所有者とも協議を行う。

不法投棄を発見した場合は、ご連絡は

○尾鷲市環境課廃棄物係

TEL 22-0605

Fax 23-1700

○三重県紀北地域活性化局環境室

TEL 23-3469

Fax 23-2130

注) 通報を受けても、投棄者を特定する必要があるために、直ぐに撤去ができない場合があります。

浄化槽汚泥及びし尿等処理編

1 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

2 計画対象人口及び世帯

19,078人・9,693世帯（平成28年3月1日現在：住民基本台帳）

3 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み

[単位：kℓ]

	平成28年度			処理方法
	し尿	浄化槽汚泥	計	
市直営収集	4,297	0	4,346	陸上処理等
許可業者	0	10,214	10,214	
自家処理	0	0	0	
計	4,297	10,214	14,511	

（上記の数値は平成26年度の実績値を計上）

1. 水洗化

(a) 単独・合併処理浄化槽

単独・合併処理浄化槽汚泥は、市の許可を受けた3業者により収集運搬され、尾鷲市クリーンセンターで処理を行う。

なお、収集量は、単独から合併への切り替えや、新規合併浄化槽等によって増加を続けている。

平成28年度浄化槽汚泥収集体制

（平成28年3月1日現在）

許可業者		車両 保有台数	台数 実働台数	許可業者 従業員数	浄化槽汚泥 収集担当地区
名称	代表者				
クリーン(有)	濱中 長司	2台	2台	7人	市内全域
(株)南清社	小倉 裕	2台	2台	5人	
昭和環境管理(有)	栢田 恭典	5台	5台	7人	
昭和住設(株)	栢田 恭典	1台	1台	5人	

1) 収集運搬業許可業者の報告義務

本市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第19条の規定に基づき、実績報告を本市に提出する義務がある。

2. 非水洗化（し尿一般汲取）は、本市直営で収集運搬し単独・合併浄化槽と同様の処理を行う。なお、収集量は徐々に減少する傾向にある。

(1) 収集区域・回数及び収集方法

分類	収集形態	区域	回数	方法
し尿	直営	市内全域	随時	戸別収集

(2) 収集車両の種別及び台数

車種	台数	用途等
2 t バキューム車	4	し尿収集用
10 t バキューム車	1	し尿運搬用

4 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理方法

1 水洗化・・・市内の浄化槽汚泥収集運搬許可業者（3業者）が収集し、尾鷲市クリーンセンターに搬入処理をする。

収集運搬業者は尾鷲市クリーンセンターでの受入が可能な範囲内での作業行程を事前に環境課と協議の上、その範囲内での作業を行う。

2 非水洗化・・・本市直営で収集運搬を行っているため、環境課にて処理依頼を受け付け、尾鷲市クリーンセンターに搬入処理を行う。

非水洗化の収集運搬は、市内・輪内地区と予め作業日程の設定をしたうえで収集運搬作業を行っているため広報等で事前に確認等を行い余裕をもった処理依頼を行うよう啓発する。

5 し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市の処理区域内で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、収集開始当初より海洋投棄処分していたが、平成18年度より陸上での処理となった。

(平成18年4月より、本市処理施設竣工までの期間は県内の陸上処理施設へ処理依頼をし、他市で処分。)

平成18年12月に本市の陸上処理施設(尾鷲市クリーンセンター)が竣工し、以後、本市から排出されるし尿・浄化槽汚泥は「尾鷲市クリーンセンター」で全量処理が行われている。

建設時から運転は委託業者、管理は本市がしていたが平成25年度より運転管理として委託業者にすべて委託することになった。

処理施設等

施設名称	尾鷲市クリーンセンター	
所在地	尾鷲市大字南浦字真砂福松2562-8	
業務開始	平成18年12月	
新施設稼働	平成18年12月竣工	
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理設備	
処理能力	50kℓ/日(浄化槽汚泥 35kℓ/日・し尿 15kℓ/日)	
運転管理	本市直営	
処理水質	P H : 5.8~8.6 BOD : 10mg/ℓ以下 COD : 20mg/ℓ以下 S S : 1mg/ℓ以下	T-N : 10mg/ℓ以下 T-P : 1mg/ℓ以下 色度 : 30度以下 大腸菌群 : 100個/cm ³ 以下
放流先	矢ノ川	
放流量	75m ³ /日~85m ³ /日	
備考		

施設名称	中継貯留槽
所在地	尾鷲市九鬼町字防主山864-3
施設規模	20kℓ×2基
備考	

6 その他

① 災害時における処理について

尾鷲市災害廃棄物処理計画（マニュアル）に基づき、速やかに実行する。

② 緊急時における処理依頼について

処理施設の災害・事故等が発生し、処理が不可能の場合もしくは処理能力超の受入が発生し、本市の処理場にて処理ができなくなった場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、他の県内の市町或いは民間業者に処理を委託することがある。